

## 質問が多い事項についてお答えします

**質問 1** 制度の改正により、納付する年税額が増えるということはありませんか？

**回答 1** この改正は納付方法の改正であり、年税額の増減はありません。

**質問 2** 公的年金にかかる税金分を、金融機関の窓口で納付することはできますか？（自分の意思により納付方法を選択することができますか？）

**回答 2** 本人の意思による選択は認められていません。地方税法（第321条の7の2）により、「公的年金等所得に係る市・県民税に関しては、年金から特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされているため、対象となる方は年金から特別徴収により納めていただくこととなります。

**質問 3** 現在、給与所得にかかる税額は給与からの特別徴収（天引き）になっています。この給与から、公的年金にかかる税額もまとめて給与天引きできますか？

**回答 3** 公的年金所得にかかる税額については、他の所得と合計せずに公的年金のみで税額を算出し、公的年金からの特別徴収を行います。

※65歳未満で、今回の特別徴収に該当しない方の公的年金等にかかる住民税も同様に、給与からの特別徴収ができなくなります。給与からの特別徴収のほか、公的年金等にかかる住民税については普通徴収となります。

**質問 4** 公的年金の所得以外に不動産所得があります。不動産所得にかかる住民税も年金から特別徴収されますか？

**回答 4** 公的年金の所得以外にかかる税額は、年金からの特別徴収は行われず、普通徴収により納めていただくこととなります。

**質問 5** 年度途中で住民税の税額が変更になりました。年金からの特別徴収額も変更されますか？

**回答 5** 年度途中で住民税の税額が変更となった場合には、年金からの特別徴収は中止となり、徴収済額を除いた残額のすべてが普通徴収に切り替わります。

**質問 6** 質問5のように、年金からの特別徴収が中止された場合、特別徴収はいつから再開されますか？

**回答 6** 翌年度の上半期（4月～8月）は普通徴収となり、10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。

**質問 7** 介護保険料と住民税で特別徴収される年金が異なる場合はありますか？

**回答 7** 介護保険料と住民税は、同一の年金から特別徴収を行うため、特別徴収される年金が異なる場合はありません。複数の年金を受給している方でも、介護保険料が特別徴収されている年金から、住民税が特別徴収されます。

問い合わせ先 税務課 ☎ 40-5554